

議事日程(第3号)

平成26年9月12日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(11件)

議案第57号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第58号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第59号 木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第60号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 平成26年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)

議案第65号 平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第67号 平成26年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2) 産業建設常任委員会付託議案(3件)

議案第64号 平成26年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)

議案第66号 平成26年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第69号 木城町過疎地域自立促進計画の変更について

3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第51号 平成25年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第53号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 平成25年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成25年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第2 発議第2号 森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書（案）
- 日程第3 発議第3号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第7 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告
 - 1) 総務常任委員会付託議案（11件）
 - 議案第57号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第58号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第59号 木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第60号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第61号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第62号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第63号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第64号 平成26年度木城町一般会計補正予算（第3号）（関係部分）
 - 議案第65号 平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第67号 平成26年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第68号 平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 2) 産業建設常任委員会付託議案（3件）

議案第64号 平成26年度木城町一般会計補正予算（第3号）（関係部分）

議案第66号 平成26年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 木城町過疎地域自立促進計画の変更について

3) 決算審査特別委員会付託議案（6件）

議案第51号 平成25年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 平成25年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 平成25年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 発議第2号 森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書（案）

日程第3 発議第3号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）

日程第4 議員派遣の件

日程第5 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第6 委員会の閉会中の継続審査

日程第7 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 瀧上 達也君 議事調査係長 鍋倉 貴行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	横田 学君
財政課長	石井 雄二君	会計管理者	伊藤 章君
企画課長	萩原 一也君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	津江 邦彦君
福祉保健課長	中村 宏規君	町民課長	押川 道彦君
産業振興課長	間吉田辰郎君	監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（**淵上 達也君**） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。今一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（**甲斐 政治**） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、追加提出の議案が2件ありましたので、9月11日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（**甲斐 政治**） 日程第1、各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案11件、議案第57号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第58号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第59号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第60号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号木城町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号平成26年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、議案第65号平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第67号平成26年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第68号平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上11件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 平成26年第4回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、9月9日から9月10日までの2日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

まず、議案第57号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第58号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第59号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第60号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第61号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第62号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第63号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第64号平成26年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、原案可決です。

次に、議案第65号平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第67号平成26年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第68号平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案3件、議案第64号平成26年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、議案第66号平成26年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第69号木城町過疎地域自立促進計画の変更について、以上3件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会に付託されました事件は3件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、議会規則第76条の規定により報告いたします。

議案第64号平成26年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分について、原案可決です。

議案第66号平成26年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決です。

議案第69号木城町過疎地域自立促進計画の変更について、原案可決です。

以上で、産業建設常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第57号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会付託議案6件、議案第51号平成25年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第52号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号平成25年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号平成25年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件について、決算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、宮崎勝正君。8番。

○決算審査特別委員会委員長（宮崎 勝正君） それでは、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第51号平成25年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第52号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第53号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第54号平成25年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第55号平成25年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第56号平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会審査の経過を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託された議案6件について、委員10人全員により、町長及び担当課長に資料の提出と出席を求め、審査いたしました。

まず、平成25年度木城町一般会計歳入歳出決算に対しては、歳入面では、町税や住宅使用料を初めとした各種使用料などの収入未済額、不納欠損額等の収入状況、滞納者に対しての徴収対策について、歳出面では主要事業成果表の中から、滞納整理システム導入、温泉割引事業、学力向上サポーター委託の効果等についての質疑がありました。

次に、平成25年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算に関しては、簡易水道漏水調査業務についての質疑がありました。

次に、平成25年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算に関しては、木城浄化センター余剰汚泥排出の排出処分委託についての質疑がありました。

ほかの特別会計においても慎重に審議し、事業効果の程度や翌年度以降の予算の執行に参考となる情報及び判断材料を得ることができ、意義ある審査が行われました。

執行部からは、質疑に対し丁寧な回答をいただきましたが、説明資料の主要事業成果表等については、その年度の事業内容と効果を分析し、事業効果の記述については、明瞭完結な記述を心がけるよう要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

ただいま、決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第51号から議案第56号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第56号に至る6議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の19議案について、議案番号順に従い討論、採決を行います。
なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第51号平成25年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号平成25年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第55号平成25年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号木城町宮マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成26年度木城町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する総務常任委員長・産業建設常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、両委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成26年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号平成26年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号木城町過疎地域自立促進計画の変更について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 発議第2号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、意見書の提出、発議第2号森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書（案）が、後藤和実君ほか4名から提出されております。提出されました発議第2号については、あらかじめお手元に配付してありますので、朗読は省略し提出者、1番、後藤和実君の趣旨説明を登壇の上、求めます。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） 森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書について趣旨を説明いたします。

森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止などの多面的な機能を有しており、国民が安心・安全に暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしています。平成21年度に創設された森林整備加速化・林業再生事業が平成26年度で終了することで間伐の実施や路網の整備、高性能林業機械の導入、加工、流通体制やバイオマス、関連施設の整備など、林業再生の取り組みが進まなくなっていくと見られます。

本町も町域の84%を森林が占めており、このまま事業が終了すると林業・木材産業のみならず、地域経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。については、今後の予算編成に当たって基金事業である森林整備加速化・林業再生事業の継続と森林、林業の再生に必要な財源を確保するためにも、意見書の提出をしますので、ご審議をお願いします。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第2号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第2号森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第2号森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官に提出することに決定いたしました。

日程第3. 発議第3号

○議長（甲斐 政治） 日程第3、意見書の提出、発議第3号慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）が、原博君ほか3名から提出されております。

提出されました発議第3号については、あらかじめお手元に配布しておりますので、朗読は省略し提出者、3番、原博君の趣旨説明を登壇の上、求めます。3番。

○議員（3番 原 博君） 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）についての趣旨を説明いたします。

現在、参議院選挙制度協議会におきまして、人口が少ない選挙区を隣接する選挙区と統合する「合区」について、宮崎、鹿児島を含む全国10か所程度の案が検討されています。1票の格差の是正が必要であることは言うまでもありませんが、しかし、元総務大臣増田前岩手県知事を座長とする日本創生会議が、このままでは2040年には896市町村が消滅すると推定しています。

また、内閣総理大臣が「地方創生」に力を入れる中で参議院選挙制度改革は、私は例えば各県から代表を1名ずつ出すなどの人口の格差に左右されないような、地方を守る制度改革をするべきと考えています。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第3号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第3号慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第3号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第3号慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に提出することに決定いたしました。

日程第4. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第5. 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第5、常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 総務常任委員会といたしましては、10月の中旬に所管事務調査を計画中であります。現在交渉中であります。報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会では、平成26年11月16日から18日の3日間、所管事務調査を行います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、山田秋吉君。7番。

○議会運営委員会委員長（山田 秋吉君） 議会運営委員会としても、来月の一応13、14を政務調査をするということで、現在交渉をしております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。木城町議会だより編集発行に向け9月の29日、10月の1日、6日、9日、14日の5日間の日程において、木城町議会広報編集特別委員会を開催いたします。議員各位の協力をお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第6. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（甲斐 政治） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の陳情第5号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号は、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第7. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第7、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規

則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る9月5日に開会されて以来、本日までの8日間にわたり慎重にご審議をいただき、また執行部におかれましても特段の協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成26年第4回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） 一言お礼申し上げます。

第4回の定例議会における議案審議、まことにありがとうございました。上程いたしました19の議案全て原案のとおり、認定または可決をいただき厚くお礼を申し上げます。

なお、決算審査の中で、貴重なご意見、ご指摘をいただきました。この点につきましては、改善すべき点は速やかに改善することといたすことといたします。

なお、当面します諸行事につきましてお手元に配付してございますので、ご出席賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ですがお礼といたします。どうもありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（瀧上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員